

総務委員会委員長報告書

令和7年7月9日

総務委員会に付託されました議案12件について、審査の過程における各委員からの討論及び審査結果について、審査経過順に報告します。

初めに、議案第39号「令和7年度流山市一般会計補正予算（第1号）」について報告します。

本案は、高齢者の新型コロナウイルスワクチン接種に関連する経費を追加するほか、市民の森用地購入、木造住宅耐震改修補助金や避難行動要支援者等管理システム導入に関する経費などを追加するものです。また、これに関連する歳入の追加等所要の補正を行うほか、債務負担行為の追加を行い、既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ1億3,528万9千円を追加し、856億4,728万9千円とするものです。

審査の過程における討論として、

1 3点指摘し、反対の立場で討論する。

ジェットロ跡地公共施設賃貸借事業について、以下のとおり大きな課題があると考えます。

1、事業開始から30年後の時点でのコストのみでメリットを強調するが、市が直接発注に関われないことは、地元事業者の育成や活用を狭め、且つ、現場で従事する労働者の処遇を改善する機会が失われる危険性がある。

2、以前は、流山おおたかの森S・C内に出張所があったが、現在はスターツおおたかの森ホール内へ移動している経過からも、賃貸借を30年とする計画は利用の保証ができず、将来的な柔軟な利活用の支障となる場合も想定される。

3、このような大きな事業は、資本力が大きな民間株式会社が担うこととなる。それ故、株式の利益を優先し、地域住民の福祉の増進が、二の次、三の次にされてしまいかねない。

なお、補正予算の債務負担行為で、16億8千万円もの大きな金額で、30年にも及ぶ超長期事業はまれである。建設までまだ一定の時間があることから、賛成・反対の立場を超えていろいろ熟議を保障すべき事案である。

がありました。

採決の結果、5対1をもって、可決すべきものと決定しました。

次に、議案第54号「令和7年度流山市一般会計補正予算（第2号）」について報告します。

本案は、定額減税しきれない方に対する調整給付金の支給において、令和6年の所得額を基に算出した所要額との比較で不足が生じた分を給付するもので、既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ7億2,021万1千円を追加し、863億6,750万円とするものです。

審査の過程における討論として、

1 賛成の立場で討論する。

本案は、昨年に行われた定額減税に伴う給付を行うためのものだが、家計支援としては恩恵が薄く、恒常的な所得増にはならず経済効果も薄く、制度設計が極めて複雑で自治体業務への負担が甚だしいことなどから、この制度に対して我が党は反対している。

実際に、恒常的所得向上とはほど遠く、結果的にも経済効果は確認できず、給付対象者ごとに給付額が異なる上に、市民への説明も容易ではない制度となってしまった。その複雑で膨大な業務が、人手が足りない自治体に押し付けられた。全国市長会も「相当の事務負担が見込まれる」として特別意見を発表している。

しかしながら、問題の多い制度であっても、自治体はその制度に基づいてすでに給付を行っており、今回の不足額給付は、その避けられない後始末であることから、これを行わないわけにいかないことを認める。

がありました。

採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決定しました。

次に、議案第40号「流山市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について」について報告します。

本案は、附属機関である流山市福祉施策審議会の委員の構成及び定数を変更するものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、4対2をもって、可決すべきものと決定しました。

次に、議案第41号「流山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について」について報告します。

本案は、地方公共団体情報システムの統一・標準化による標準化基準に適合する基幹業務システムへの移行に伴い、住登外者宛名番号管理機能に係る事務を個人番号が利用できる事務として追加するとともに、住登外者

宛名情報を庁内連携において利用できる特定個人情報に追加し、その細則について規則に委任するほか、所要の改正を行うものです。

審査の過程における討論として、

1 反対の立場で討論する。

本案の本当の意味や狙いは、第一には、個人情報の保護の不十分さや国による過度な情報の一元的管理と統制への批判がやまないマイナンバー制度と、マイナンバーカードの拡張利用と普及を、「住民の利便性の向上」などの建前で、さらに強引に推し進めるものと受け止めている。第二に、これまでは自治体の裁量的運用による人道的運用が可能であった外国人への生活保護の適用の余地が、国の準法定事務化によって統制され排除される可能性が高まるものと考えている。

EU諸国においては、日本のマイナンバー法に似た制度を作ったが、今はそこから抜け出そうとしている。また人権に重きを置く諸外国では、外国人への福祉施策の適用が法律によって保障され、外国人の福祉を保障している。国による情報管理強化と個人情報の民間企業などへの提供をさらに推し進めようとする動きや、外国人を福祉施策の対象から排除しようとする動きには、断じてくみすることができない。

2 反対の立場で討論する。

マイナンバー制度の利活用や利便性向上を目的としているが、個人情報の悪用や流出の危険性は引き続き高まっており、そのような危険性が根本的に解消されていない。

がありました。

採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決定しました。

次に、議案第48号「工事請負契約の締結について（流山スポーツフィールドA面人工芝化工事）」について報告します。

本案は、流山スポーツフィールドA面人工芝化工事に係る工事請負契約を締結するものです。

審査の過程における討論として、

1 1点指摘し、賛成の立場で討論する。

市民要望が実り、いよいよ動き出すということは一定評価するものの、プラスチックによる環境汚染、PFAS汚染、ヒートアイランド現象等についての状況は、この10年で大きく変化しており、市民の希望・利用に応えつつも、地球にも優しい取組も不可欠と考える。市民プールなどでも適正な維持管理・設備の更新が不十分な場面に出会うが、今事業では適正な維持管理と更新がしっかりとされるよう指摘する。

がありました。

採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決定しました。

次に、議案第４９号「財産の取得について（高規格救急自動車購入）」について報告します。

本案は、救急業務を的確に実施するため、更新基準に基づき、高規格救急自動車２台を購入するものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決定しました。

次に、議案第４３号「流山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」について報告します。

本案は、消防組織法第３９条第１項の規定による消防の相互の応援及び同法第４５条第１項に規定する緊急消防援助隊として業務に従事した場合の手当の額を国に準じて定めるとともに、高病原性鳥インフルエンザ等に係る防疫作業に従事した場合の手当の額を県に準じて定めるほか、所要の改正を行うものです。

審査の過程における討論として、

１ １点要望し、賛成の立場で討論する。

能登半島地震のように、余震が続くような危険極まりない現場への派遣や、鳥インフルエンザの防疫作業も、命の危険が伴い、家族に不安や心配を広げてしまう作業である。

鳥インフルエンザ対応における市の職員の派遣について、余りにも劣悪だと改善を求めてきたが一步前進と言える。作業に見合った更なる増額の改正を国・県に求めるよう要望する。

がありました。

採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決定しました。

次に、議案第４４号「流山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第４５号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の以上２件は関連がありますことから、一括して審査しました。

一括審査した議案２件については、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業制度を拡充するもの並びに、妊娠及び出産時並びに育児期の職員への仕事と育児との両立支援制度の利用に関する意向確認等について定めるものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、議案第４４号及び議案第４５号の以上２件は、いずれも全会一致をもって、可決すべきものと

決定しました。

次に、議案第４２号「流山市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」について報告します。

本案は、市長の事務部局の職員の定数を８００人から８７０人に増員するとともに、定数外とする職員に配偶者同行休業取得者並びに国及び他の地方公共団体への派遣職員を加え、職員の定数の適正化を図るものです。

審査の過程における討論として、

１ １点要望し、賛成の立場で討論する。

わが党はこれまで適正配置の立場から増員を求めてきたので、今回の増員は歓迎する。しかし、まだまだ不十分過ぎる。人口増に伴い、多様化している市民要望への対応に加えて、公務労働の継承・業務の改善、それらを鑑みて、適正な職員配置にするには、一般事務職員はもとより、特に心理士や精神保健福祉士、児童福祉司、保育士、土木建築技師、保健師、機械管理員等、様々な専門職の増員は不可欠である。更なる増員を要望する。

がありました。

採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決定しました。

次に、議案第４６号「流山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」について報告します。

本案は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正を踏まえ、選挙長等の報酬の額を改めるものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第４７号「流山市議会議員及び流山市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び流山市議会議員及び流山市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について」について報告します。

本案は、公職選挙法施行令の一部改正を踏まえ、流山市議会議員及び流山市長の選挙に係る選挙運動用ポスター及び選挙運動用ビラの作成に係る公費負担額を引き上げるものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決定しました。

以上